

平成 26 年度予算編成に対する申し入れの処理状況 (平成 26 年 7 月末現在)

【目次】

1	総務局	P 1 ~ P 2
2	企画財政局	P 3 ~ P 4
3	市民局	P 5 ~ P 8
4	環境局	P 9
5	健康福祉局	P 10 ~ P 13
6	経済局	P 14
7	建設局	P 15 ~ P 18
8	市立病院	P 19
9	交通局	P 20
10	水道局	P 21
11	船舶局	P 22
12	教育委員会	P 23 ~ P 24

平成26年度予算編成に対する申し入れに対する予算への反映状況及び処理状況

(総務局)

申し入れ事項	処理状況(7月末時点)	担当課
(1) 国会で強行採決された特定秘密保護法は、市民の「知る権利」を侵害する違憲立法であり地方行政にも多大な悪影響を及ぼすことから、国に対し撤廃を求めること。	同法については、法施行までの間に、国において、国民の懸念が払拭されるよう、また、これまで出されている様々な意見を十分に踏まえた適正な運用が図られるよう努めていただくことが重要であると考えております。	総務課
(4) 市民からの情報公開開示請求を最大限尊重し、より一層市民に開かれた市政を確立する事。	情報公開条例に基づき適正な公文書の開示に引き続き取り組んでまいります。また、市政情報コーナーにおける市政情報に関する相談への対応、行政資料による情報提供等も引き続き行ってまいります。	総務課
(7) 電子行政の推進にあたっては、障がい者や高齢者等に配慮した市民サービスの向上に努めること。	電子行政の推進にあたっては、第三次地域情報化計画に基づき、年齢や障害の有無などに関わらず、利用しやすいホームページとなるようアクセシビリティに配慮したホームページのリニューアルを行うとともに、引き続き「ICT基礎講座」等を実施し、高齢者や障がい者のICTの安心安全な利活用を促進するほか、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう安心通報システムの設置を進めます	広報課 情報システム課
(9) 「財政難」と「効率的運営」を大義名分とした「民営化万能論」ではなく、「住民の福祉の増進」と「効率的運営」の両立と住民の安全と利益を最優先した住民本位の行政運営に取り組むこと。	本市を取り巻く行財政環境が厳しさを増す中で、社会経済情勢や市民ニーズの変化等の行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、行政改革大綱に基づき、民間力の活用など各種取組を推進しております。 今後においても、質の高い行政サービスの提供や無駄のない効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。	行政管理課
(20) <u>市民の暮らしも地域経済も冷え込ませ、自治体の財政も減少させる「消費税増税」の実施を中止するように国に強く働きかけるとともに、市民福祉や雇用環境の充実、地域経済活性化で市民のふところを温めて</u> 増収を増やす財政対策に取り組むこと。	消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実、安定化と財政健全化の同時達成を目指すもので、平成24年8月にいわゆる消費税法改正法等が公布され、26年4月から税率が8%に引き上げられたところでございます。 これに伴い、国においては、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な給付措置を実施しております。 なお、10%への引き上げの可否については経済指標を踏まえて、年内に判断することとされております。	市民税課
(21) <u>市街化区域において宅地並みの課税をされている農地について生産緑地の指定や固定資産税の軽減で都市型農業を支援すること。</u>	市街化区域内の農地については、他の固定資産(土地)と同様、一定の軽減措置も含めて地方税法に基づいて課税することとされております。 なお、市街化区域内の農地であっても、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区に指定された場合、その区域内の農地の課税については、一般農地と同様の取扱いとなります。	資産税課

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
(23) 桜島降灰対策による硬質ビニルハウス等の償却資産税が重い負担になっており、新規営農者の負担を無くすためにも軽減措置を講じること。	桜島降灰対策による硬質ビニルハウス等については、地方税法で規定する課税標準の特例適用対象外であり、課税の公平性を保つ観点からも軽減措置の対象とすることは困難でございます。	資産税課
(31) 本市においても、公務職場での非正規職員が増加し、いわゆる「官製ワーキングプア」問題が広がってきており、非正規職員の待遇改善と共に、正規職員による定員補充の促進を図ること。	平成22年度に非常勤職員の報酬の大幅な引き上げを行ったほか、24年度からは、期末手当相当の謝金の支給対象を拡大しております。 臨時職員についても、平成21年度から一定の要件を満たす職員に期末手当を、平成23年度から通勤手当を支給するとともに、平成25、26年度に公共交通機関利用者の通勤手当を引き上げております。 休暇制度等については、平成23年度に非常勤職員の休暇制度等を拡充するとともに、平成24年度には臨時職員の休暇制度の大幅な拡充を図り、その処遇改善に努めてきているところであります。 また、職員の配置については、国、地方を通じた財源が厳しい状況にある中、限られた財源の中で、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、必要に応じて正規職員及び非正規職員を適切に配置しているところでございます。	行政管理課 職員課
(53) <u>生活保護受給世帯の増加に伴い本市のケースワーカーの増員と職員の社会福祉士の資格取得の促進を図ること。</u>	生活保護については、職員のほか、業務の特性や専門性等を踏まえ配置している嘱託員の活用も含め、迅速かつ的確に対応する人員体制を整えております。	行政管理課
(71) <u>法律婚のない所謂「非婚の母」については、「みなし寡婦控除」を市独自に行い、保育料等の各種市民サービスの負担軽減を図ること。</u>	個人市民税における寡婦控除については、地方税法に規定されており、市が独自に「非婚の母」に寡婦控除を適用することはできないこととなっております。	市民税課
(85) 非核平和宣言都市として、核兵器搭載の疑いのある軍艦が錦江湾に入港しないように外国籍の軍艦の入港の際には、事前に県知事に本市として要請すること。	外国籍の軍艦が鹿児島港に入港する際には、事前に、核搭載の有無について文書により県に確認しているところであり、今後とも、そのような取り扱いをしてまいります。	総務課

申し入れ事項	処理状況	担当課
<p>(10)</p> <p>「地方分権」の名の下に、教育や社会保障に対する国の責任を放棄し、地方自治の変質・破壊につながる「道州制」に対して反対を表明し、国に働きかけること。</p>	<p>道州制につきましては、国、道州、基礎自治体に対等な立場で各々の役割を果たしていくことにより、地方分権の推進と地方自治の充実強化や国・地方を通じた効率的な行政システムの構築などが図られるものと考えております。</p> <p>その導入にあたりましては、国と地方のあり方や、権限と財源の移譲などについて、国が地方や国民の声を十分に聞き、広く理解の促進に努めながら、関係団体と一体となって取り組んでいく必要があるものと考えております。</p>	<p>政策企画課</p>
<p>(27)</p> <p>小規模修繕工事登録制度の周知と使いやすい制度への改善により、地域へ公共事業を発注し、地元中小企業への支援を強めること。</p>	<p>小規模修繕希望者登録制度は、本市が発注する小規模修繕について、本市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的としているため、市民のひろばや市ホームページにより幅広く広報するとともに、庁内各課に対して、登録希望者から相談があった場合の対応を要請しております。また、事業者が登録しやすいよう申請書類の簡略化や随時受付などを行っております。</p> <p>今後とも本制度の活用が図られるよう、引き続き周知に努めてまいります。</p>	<p>契約課</p>
<p>(29)</p> <p>自治体が発注する公共工事や公共調達、労務委託等の事業および公営企業に従事する労働者に公正な賃金、労務条件を保障する「公契約条例」を制定すること。</p>	<p>「公契約条例」につきましては、その趣旨は理解しておりますが、賃金等の労働条件は、関係法令に反しない範囲において労使間で決定されるという全体的な枠組みがあることや、条例の効力が一つの自治体との当該契約に限定されるなどの課題があると考えておりますことから、基本的には国において法整備など必要な措置を講ずべきものであると考えております。</p> <p><b>公営企業関係については各公営企業で回答</b></p>	<p>契約課 公営企業</p>
<p>(87)</p> <p>建設費1200億円とも言われる「桜島トンネル」構想が本県で検討されている。火山活動が活発化している桜島にトンネルを掘る危険性や鹿児島市の公営企業であるフェリーへの影響も懸念されており、財政状況や地域経済が疲弊している昨今、不要不急の事業である「錦江湾横断ネットワーク事業」を県にやめるよう強く求めること。</p>	<p>錦江湾横断交通ネットワークにつきましては、移動時間の短縮効果や、経済波及効果などが見込まれる一方、フェリー事業への影響や火山活動等に対する安全対策など、さまざまな課題が考えられるところでございますので、本市への影響等を勘案しながら対応してまいります。</p>	<p>政策企画課</p>

<p>(98) 障がい者や高齢者にやさしいまちづくりのために、低床バスの導入促進を図ると共に、交通不便地域でのコミュニティバス運行の促進をはかること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>低床バスの導入促進については交通局で回答</u></p> <p>平成18年度に選定した公共交通不便地14エリアにつきましては、20年度に吉野地域等「あいばす」3台、22年7月に吉野循環バスの増便、10月に旧3町も含め伊敷東部地域等「あいばす」7台、23年7月には錫山地区において乗合タクシーの運行を、それぞれ開始したところであり、地域住民の日常生活における交通手段を確保するための施策を推進してきたところでございます。</p> <p>公共交通不便地14エリア以外の公共交通が不便と思われる地域への対応につきましては、手段や費用対効果等も含め、全市的な観点からの検討が必要と考えており、このことについては、25年度に公共交通の現況把握などを目的として基礎調査を実施いたしました。この調査結果を踏まえて、26年度は、「鹿児島市の公共交通不便地対策を考える検討委員会」を設置し、これまでの公共交通不便地対策事業の検証・評価を行うとともに、対策の今後のあり方について検討することとしております。</p>	<p>交通局 交通政策課</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について（日本共産党）

（市民局）

申し入れ事項	26年度予算への反映状況及び処理状況	担当課
(2) 本市施策の具体化に際しては、パブリックコメント等による市民からの意見要望や提言を積極的に本市の施策に活かすこと。	市民からの意見要望や提言につきましては、パブリックコメント手続等の市民参画手続の実施や、「わたしの提言」等により聴取し、施策に反映しているところであり、今後とも市民目線に立った施策と市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。	市民協働課 市民相談センター
(3) 「子ども議会」等の試みを通じて、市政に関する青少年の意見要望を本市の施策に積極的に反映させること。	本市では、次世代を担う子ども達が、まちづくりについて、夢やアイデアを出し合い、意見交換を行う「子どもミーティング」を開催しているほか、市長が学校を訪問して生徒や学生とまちづくりについて懇談を行う「市長とふれあいトーク」を開催しており、今後も青少年の意見要望を施策に反映するよう努めてまいります。	市民協働課
(5) 財政力などの弱い町内会活動に対しては負担軽減のための特別な支援策を講じること。	町内会の活動が活発に行われるよう、町内会が実施する加入促進活動やコミュニティ活動に助成するとともに、活動拠点となる集会所の建築等にも助成を行うなど、各面から支援を行っております。	地域振興課
(6) 町内会等のない地域においては、本市の責任で、街灯やゴミステーション設置等への特別な支援策を講じること。	<p>本市では、鹿児島市安心安全まちづくり条例に基づき、地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、防犯灯につきましては、町内会等が設置して、維持管理を行い、市は、その設置費及び電気料金に対して補助金を交付しております。また、町内会等と町内会等とはさまの必要箇所には市が防犯灯を設置し、維持管理は町内会等に行っていただく特設防犯灯の設置制度を運用しております。</p> <p>町内会組織がない地域におきましては、防犯灯を維持管理することを目的に設立した団体に対して補助金を交付しておりますことから、町内会組織のない地域からの問い合わせ等があった場合は、防犯灯の維持管理団体設立をお願いしております。</p> <p>また、町内会のない地域において、新たに設立に向けた活動に対し助成を行っております。</p>	地域振興課 安心安全課
(8) 税や社会保険料等の徴収強化の道具に使われる危険性と、プライバシー侵害や“なりすまし”犯罪などを防止できないこと等が国会審議でも明らかにされた共通番号（マイナンバー）制法の成立に伴い、本市の住基カードシステムが、国の共通番号（マイナンバー）制システムに移行されないようにすること。	<p>個人番号（マイナンバー）関連法の成立により、既存の住民基本台帳ネットワークシステムは、新たに整備される情報提供ネットワークシステムに接続され、継続して使用されることとなっております。</p> <p>本市では、今後とも、これまでに引き続き、関係法令を遵守し、住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用に努めてまいります。</p>	市民課

申し入れ事項	26年度予算への反映状況及び処理状況	担当課
(11) 川内原発から30キロ圏内の自治体の首長として、危険な原発からは「いまずぐ撤退を」の声を上げ、周辺自治体と力を合わせて、原発の「異質の危険」から市民の「いのち」と「暮らし」を守るために、国や県に働きかけること。	原発のあり方については、国民的議論を交える中で、国策として総合的に検討していかなければならない最重要課題であります。環境リーディングシティを目指している本市としましては、再生可能エネルギーにより必要な電力が確保されるまでの間、可能な限りの節電に努め、市民の日常生活や経済・産業活動に深刻な影響が出ない時点で、原発への依存を抑えていくべきものと考えております。	危機管理課
(12) 今なお福島第一原発の事故原因も究明されず、放射能汚染水問題も解決されない中で、原子力規制委員会が示した「新規制基準」は、原発の再稼働の条件を満たすものではなく、本市も川内原発30キロ圏内の自治体として、川内原発の再稼働への反対を県と国に表明すること。	川内原発の再稼働に関しては、福島第一原発事故の影響を考えると、住民の安全性を確保することが最優先され、また安全性が担保されない限り、行うべきではないと考えており、このことについては、国の原子力規制委員会において、国内外の最新の科学的知見による厳格な基準に基づき、厳正に審査され、安全であるという確認の判断がなされることが、最低限必要であると考えております。	危機管理課
(13) 「原発即時ゼロ」をめざすとともに、市民・児童の安心安全のための安定ヨウ素剤の配布や学校給食の原材料の放射能測定など原子力防災対策の充実をはかること。	本市地域防災計画「原子力災害対策編」に基づき、引き続き、具体的な対策を進めるとともに、本市原子力防災アドバイザー委員の意見等をいただくことで実効性も高めてまいりたいと考えております。	危機管理課
(15) 川内原発の廃炉にむけてのプロセスの一環として、実効性のある住民の避難計画の策定を行い、定期的な避難訓練を実施すること。	平成25年10月に実施した原子力総合防災訓練や、平成25年11月に策定した「本市原子力災害対策避難計画」を踏まえながら、今後とも、訓練を重ねる中で、実効性を高めてまいりたいと考えております。	危機管理課
(36) 子どもだけでなく、重度心身障がい児や「ひとり親家庭」の医療費助成の支給方式を病院窓口での支払いが無い「現物給付方式」で実施することを県に求めること。また、「現物給付方式」を実施する自治体に国が行っている国保財政への補助金の減額（ペナルティ）をやめるよう国に求めること。	「現物給付方式」を実施する自治体に国が行っている国保財政への補助金の減額措置については、全国市長会を通じて、廃止するよう要望しているところでございます。	国民健康保険課

申し入れ事項	26年度予算への反映状況及び処理状況	担当課
(55) 高すぎる国民健康保険税は、国が市国保会計への「出し前」を減らしてきたからであり、国に国保会計への負担を元に戻すように強く求めると共に、高すぎる国保税を引き下げること。	国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること、また、保険税の統一的な減免制度を拡充するとともに必要な財政措置を講じるよう、全国市長会等を通じて要望しているところでございます。	国民健康保険課
(56) 所得に対して高い負担になっている国民健康保険税を引き下げのために、加入者で所得200万円以下の方の鹿児島市独自の減免制度を創設し、市民の負担を軽減すること。	低所得者のための恒常的な国保税減免制度につきましては、現在、国におきまして「税と社会保障の一体改革」の中で、低所得者のための国保税の法定軽減制度の拡充が実施されておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。	国民健康保険課
(57) 国保法第44条にもとづく病院窓口での支払い（一部負担金）の減免制度を改善し、市民への減免制度の周知を徹底すること。	一部負担金の減免につきましては、21年4月から、それまで災害を伴った場合のみが対象となっていたものに、事業又は業務の休廃止、失業、干ばつなどによる農作物の不作等により収入が著しく減少した場合等も加え制度を拡充しているところでございます。 また、23年4月から、就業の意思があるにもかかわらず疾病、負傷などにより就業が困難で離職した場合、又は事業・業務の休廃止までは至らなくても販売不振・仕事の減少等の場合にあつて、収入が著しく減少した人も減免適用事例に加え制度の拡充を図っているところでございます。 今後とも市民への周知に努めてまいります。	国民健康保険課
(72) 地震や桜島爆発等による津波対策としての津波避難ビルの指定をさらに増やし、身近なところに避難できるように、安心安全なまちづくりをすすめること。	津波対策については、県の災害被害予測調査の結果を踏まえ、津波浸水想定区域内の地域を中心に、引き続き津波避難ビルの指定を進めてまいります。	危機管理課
(73) 実行性のある緊急避難体制の構築や避難所の備蓄、設備の充実を図ること。	緊急避難体制については、災害対策基本法の一部改正に伴い、指定緊急避難場所を指定することとなっていることから、現在の指定避難所の状況や避難計画再検討事業の結果等を踏まえ、地域防災計画において整理することといたします。 また、避難所への備蓄については、平成25年度に策定した本市備蓄計画に基づき、今年度から、発災直後に必要な生活用品などの防災資機材等の備蓄を進めてまいります。	危機管理課
(76) 火山活動が活発化する桜島について、降灰対策の抜本的な強化や克灰袋の収集の体制強化による戸別回収の実現、電車軌道内の降灰除去、降灰による健康診断の復活など桜島爆発対策	桜島爆発対策につきましては、これまで降灰対策委員会による全庁的な協議、対応を図るとともに、関係4市で組織する桜島火山活動対策協議会による国等への財政措置などの要望活動を行ってきております。 桜島の活動は、平成22年から4年連続で800回を超える爆発回数を記録し、市民は降灰等に悩まされていることから、今後とも国、県、関係機関とも連携	危機管理課



申し入れ事項	26年度予算への反映状況及び処理状況	担当課
の充実を図ること。	を密にしながら、桜島爆発対策の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。	
(83) DV被害者を守るための市独自のシェルターの設置と自立支援を充実させること。	DV対策につきましては、配偶者暴力相談支援センターを拠点としたDV被害者の保護と自立支援に取り組んでまいります。 なお、DV被害者の一時保護につきましては、県の女性相談センターで対応しておりますので、本市独自のシェルターの設置は考えていないところです。	男女共同参画推進課
(84) 男女共同参画についての市の責務を基本条例で明確に定め市域内の取り組みの推進を図ること。	男女共同参画社会の実現に向けて、平成26年4月1日施行の男女共同参画推進条例第4条において市の役割を明記したところであり、同条例及び第2次鹿児島市男女共同参画計画に基づき施策をさらに推進してまいります。	男女共同参画推進課
(86) 育児・介護休業を男女・正規非正規の区別なく安心して取得できるよう取り組みをすすめること。	情報誌の発行や学習機会の提供により、市民や事業者へ育児・介護休業法等に関する情報提供を行い、働く場における男女共同参画の促進に努めます。	男女共同参画推進課

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
14. ドイツでは原発関連の雇用が3万人に対して再生可能エネルギー関連の雇用は38万人になっています。原発に代わる再生可能エネルギーである太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなど、産学官連携で研究を進め、地域産業と力を合わせて爆発的普及に取り組むこと。	25年度の再生可能エネルギー導入促進研究会での基礎的な調査・研究を踏まえ、市が取組むべき方向性や具体的取組を掲げる再生可能エネルギー導入促進行動計画を策定することとしております。 また、風力発電につきましては、可能性が想定される公共施設の現地調査等を進めております。	再生可能エネルギー推進課
16. 本市のバイオガス施設建設計画については、専門家の知見や市民からの意見要望をくみ上げ、十分な調査研究と検討を行うこと。	バイオガス施設整備については、専門家の知見や他都市類似施設の稼働状況等も参考にしながら、十分な時間をかけて整備を進めてまいりたいと考えております。	南部清掃工場
17. 再生可能エネルギーの開発普及に取り組むNPO団体や市民団体との連携協力を推進し、「市民が主役」の再生可能エネルギーの開発普及に取り組むこと。	25年度の再生可能エネルギー導入促進研究会での基礎的な調査・研究を踏まえ、市が取組むべき方向性や具体的取組を掲げる再生可能エネルギー導入促進行動計画を策定することとしており、この計画に基づき、再生可能エネルギーの導入を促進してまいりたいと考えております。	再生可能エネルギー推進課
18. 「鹿児島県における次世代自動車充電器設置のためのビジョン」に基づき、市民団体や民間団体とも連携しながら、本市における充電器設置の促進を図ること。	今後の充電インフラ整備につきましては、電気自動車等の普及状況や、昨年度設置した環境未来館での利用状況を踏まえるとともに、現在、民間において設置が進められている中で、市がどのような役割を果たすべきかという観点からの検討も必要であることから、これらの状況を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。	再生可能エネルギー推進課
19. 産業廃棄物等の不法投棄の取り締まりを強化し、勧告や指導に従わない悪質な業者については公表等の措置を講じること。	産業廃棄物の不法投棄対策につきましては、廃棄物監視指導員を設置し監視パトロールや産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施しているところでございます。 また、鹿児島県産業廃棄物協会など関係団体との連携、県警からの職員受け入れによる監視・指導体制の強化を図るなど、不法投棄防止対策に取り組んでいるところでございます。	廃棄物指導課
76. 火山活動が活発化する桜島について、降灰対策の抜本的な強化や克灰袋の収集の体制強化による戸別回収の実現、電車軌道敷内の降灰除去、降灰による健康診断の復活など桜島爆発対策の充実を図ること。	桜島の火山活動による降灰量が増加傾向にあることから、平成26年度においても、引き続き桜島地域及び市街地等への克灰袋の事前配布を行ってまいります。 なお、桜島地域の事前配布枚数につきましては、昨年同様1世帯100枚とします。  (桜島爆発対策の総括は市民局) (克灰袋の収集・回収は建設局) (健康対策は健康福祉局)	環境衛生課

平成26年度予算編成に対する申し入れ事項に対する反映状況及び処理状況について（日本共産党）

健康福祉局

申し入れ事項	処理状況(7月末時点)	担当課
(32) 憲法25条に基づく国の責任を否定し、「自助・共助」の社会保障を市民に押し付ける「社会保障制度改革推進法」に基づいて、介護や医療、保育、福祉の施策に関して本市の施策が後退しないようにすること。	厳しい社会情勢や少子高齢化が進行するなか、国においては、社会保障制度改革が進められているため、今後とも、国の動向を注視しながら、的確な対応に努めてまいりたいと考えております。	関係各課
(33) 乳幼児健診の100%受診を実現するために、未受診者へのフォロー体制を強化し、障害の早期発見と早期療育につながる体制を確立すること。	乳幼児健診の未受診者に対しては、案内の再送付、職員や母子保健推進員等の訪問により受診勧奨を行っております。	母子保健課
(34) 昨年より今年にかけて大流行した風疹は、通常2年～3年続くもので今後も再流行しないという保証はなく、流行前の今からの対策が必要である。県に対して予防接種助成を求めると共に、本市独自の助成を行うこと。	先天性風しん症候群(CRS)予防のため、妊娠希望の女性やその同居者等を対象に、26年5月から医療機関において無料の抗体検査を実施しております。	保健予防課
(35) B型・C型肝炎ウイルス検査を無料で受検できる制度を更に拡充して早期発見の体制を強化すると共に、宇都宮市の「特定疾患患者福祉手当」のように、難治性の肝炎に苦しむ患者を支援する制度を市独自につくこと。	B型・C型肝炎ウイルスの無料検査につきましては、引き続き各保健センターで実施するほか、特定年齢者の無料検診を集団検診会場や医療機関で引き続き実施してまいります。 難治性の肝炎患者を支援する市独自の福祉手当につきましては、他都市の動向をふまえ、研究してまいります。	障害福祉課 保健予防課
(36) 子どもだけでなく、重度心身障がい児や「ひとり親家庭」の医療費助成の支給方法を病院窓口での支払いが無い「現物給付方式」で実施することを県に求めること。また、「現物給付方式」を実施する自治体に国が行っている国保財政への補助金の減額(ペナルティ)をやめるよう国に求めること。	子ども医療費助成、母子・父子家庭(ひとり親家庭)等医療費助成及び重度心身障害者等医療費助成における給付方式については、今後とも機会を捉えて県へ要望してまいりたいと考えております。	子ども福祉課 障害福祉課
(37) 子どもの医療費への助成制度を中学校卒業まで無料にし、全国で当たり前になっている病院窓口での医療費を負担しなくてもよい「現物給付方式」を市独自で実施すること。	子ども医療費の助成については、これまでも県の制度に市独自の上乗せをして助成内容の充実を図ってきており、さらに平成25年8月診療分からは助成対象を小学6年生までに拡大したことから、現時点ではさらなる拡大は考えていないところですが、当該事業は県の補助事業でもあることから、今後とも機会を捉えて県に対し助成対象年齢の引上げや現物給付の実施について要望してまいりますとともに、本来この制度は国の制度として実施すべきと考えることから、引き続き、全国市長会を通じて国に対し制度の創設を要望してまいりたいと考えております。	子ども福祉課
(38) 公的保育を利潤追求の場にしないうために認可保育所の運営を株式会社経営に委ねないこと。	社会福祉法人以外の者から設置認可申請があった場合には、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準に適合するかを審査するほか、保育所を行うために必要な経済的基礎があること等の基準等によって審査することとしております。	保育課
(39) 「子ども子育て支援法」にもとづく本市の保育施策の具体化にあたっては、保育団体や保護者、市民の意見要望を十分にくみ上げると共に、パート等の短時間労働に従事する保護者の児童の保育時間を削減しないこと。	子ども・子育て支援新制度については、27年度から本格施行が予定されていますが、現在、本市では、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画等について、本市子ども・子育て会議の子育て当事者等のご意見や、ニーズ調査の状況・地域の実情を踏まえ、策定に取り組んでいるところです。 同制度においては、保護者の就労を理由とする場合の保育の利用時間は、フルタイム就労を想定した「保育標準時間」利用とパートタイム就労を想定した「保育短時間」利用に区分することとされています。	保育課
(40) 現行の認可保育所の増設を積極的に推進し、「待機児童ゼロ」を早期に実現すること。	保育所の待機児童解消策については、21年10月に策定した「第二次かごしま市保育計画」に基づき、「安心子ども基金」を活用し、認可保育所の増設等に取り組み、26年4月は370人の定員増を行ったところです。	保育課

申し入れ事項	処理状況(7月末時点)	担当課
(41)認可外保育所への運営費等の支援策の一層の充実をはかること。	認可外保育施設補助金については、認可外保育施設に入所している児童の福祉の増進と健全な育成を図るため、認可外保育施設の設置者等に交付しており、本年度から児童健康診断補助金の交付対象の基準となる月を6月から10月に変更したところであります。	保育課
(42)昼夜を問わない職種における事業所内保育所(病院・福祉施設等)への支援を充実し、医師・看護師が安心して働くことのできる環境作りに取り組むこと。	事業所内保育施設については、従業員の確保や福利厚生を目的のため、各事業所で設置しているもので、現在のところ補助は行っていません。	保育課
(43)認可外保育施設保育料への助成制度の周知をはかり、事業所内保育所に通園する職員の児童も支給対象にするなど、支給要件の拡充をはかること。	広報紙、ホームページ及び認可外保育施設を通じて、保護者に周知を図っているところであります。 なお、事業所内保育施設は、従業員の確保や福利厚生を目的としているため補助の対象としていないところであります。	保育課
(44)病児・病後児保育や夜間保育を充実させ、子どもの安全や親が安心して働くことができる環境整備を一層推進すると共に、市外に在住し、市内の事業所に勤務する勤労者世帯も利用できるように周辺自治体とも協議し対応を図ること。	同事業については、市が施設に委託して実施しており、市内居住者のみを対象としております。	保育課
(45)発達障がいへの支援についてセンター的な機能を持つ市独自の発達支援センターとセンターを核とした発達支援の充実が求められていることから、本市独自の公立の発達支援センターを設立すること。	発達障害を含め、障害のある子ども達やその保護者に対する支援について、早期発見・早期療育の観点から、療育を受けやすい環境づくりや療育機能の強化に努めてまいります。	障害福祉課 母子保健課
(46)全国の障害者団体が廃止を求めていた「障害者自立支援法」に代わり、「障害者総合支援法」が施行されたが、応益負担や障害程度区分の制度が温存されるなどの問題が残されており、国と障害者団体間で交わされた「基本合意(2010年1月)」や総合福祉部会による「骨格提言」にもとづく「障害者総合福祉法」の制定を行うよう国に働きかけること。	意見・要望として承ります。	障害福祉課
(47)平成26年度から、現行の障害程度区分認定が障害支援区分認定に改定されようとしていますが、知的障害や精神障害はもちろん、難病や発達障害なども含めた障害特性の反映する支給決定に改めること。	申請者から提出されるサービス等利用計画案を勘案し、適切な支給決定に努めてまいります。	障害福祉課
(48)障害者基本法の改正審議の中で「難病等」の患者も障害福祉サービスの対象となることが明らかになったことから、必要とする全ての難病患者が障害福祉サービスを受けることができるように本市の施策を改めること。	障害者総合支援法の施行に伴い、25年4月から難病患者についても障害福祉サービスの対象とされたところであり、これに基づき本市においても実施しているところであります。	障害福祉課
(49)年々、増加傾向にある児童虐待の対策を抜本的に強化し、子どもたちが安心して過ごせる鹿児島市にすること。	児童虐待対策として、法定協議会である「要保護児童対策地域協議会」の運営により、児童相談所等の関係機関と情報を共有し、連携を図りながら児童虐待通告等に対応しております。また、子どもに関する相談機能を充実するため、25年度に同協議会に設置した「こども相談連絡部会」において、意見交換会及び研修会を実施いたします。 虐待防止に向けた啓発活動としては、保育園や幼稚園など関係機関の職員を対象とする研修会を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間を中心にスポットCMやポスター掲示などを行ってまいります。 このほか、家庭児童相談員3名を配置して、家庭における児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行うほか、子育てに不安を抱えている家庭に支援員を派遣する育児支援家庭訪問事業を実施しております。	こども福祉課
(50)生活保護基準の引き下げを根拠にした、市独自の様々な減免・給付制度の水準を引き下げないこと。	国の考えを踏まえ、関係課において適切に対応しております。	保護第一課

申し入れ事項	処理状況(7月末時点)	担当課
(51)生活保護法「改正」に伴い、保護申請を希望する市民の申請権が侵害されないようにすること。また鹿児島県がホームページで、誰でも生活保護申請書の書類等をダウンロードできるようにしているように、本市のホームページでも書類等をダウンロードできるようにすること。	生活保護の申請については、生活保護法に基づき適正に対応しております。また、本市ホームページによる生活保護の申請書類等のダウンロードについては、準備を行っているところです。	保護第一課
(52)生活保護を受給している水俣病患者の療養手当を、本市が誤って収入認定していた問題については、本市に全面的に責任があることから、療養手当相当額を全額遡及して本人に返還すること。	3件のうち1件については、国の回答に基づき追加支給し、他の2件については引き続き国と協議を行っております。	保護第一課
(53)生活保護受給世帯の増加に伴い本市のケースワーカーの増員と職員の社会福祉士の資格取得の促進を図ること。	ケースワーカーの増員については、高齢者世帯や障害・傷病世帯を専任で担当する高齢者等専任支援員の増員を行ったところですが、社会福祉士等の資格取得については、その促進に努めております。	保護第一課
(54)生活困窮者自立支援法の成立に伴い、直ちに就労が困難な生活困窮者に対して「中間的就労」を促す「就労訓練事業」等の導入が今後展開されると思われるが、最低賃金も適用されない低賃金労働を助長し、保護の打ち切りや「水際作戦」のツールとならないようにすること。	生活困窮者自立支援法関連の事業につきましては、今年度、ガイドライン等が示されることから、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。	保護第一課
(59)院外薬局での調剤処方費も「無料低額診療事業」の適用対象に戻すことを国に求めるとともに、市独自の助成を行い、「無料低額診療事業」に取り組む医療機関を増やし、市民負担の軽減に取り組むこと。	24年5月、中核市市長会で国に要望を行っており、市独自の助成は考えておりません。無料低額診療事業に取り組む医療機関については、申請があれば、適宜、審査を行ってまいりたいと考えております。	保護第一課
(60)高齢者肺炎球菌予防接種事業は、市民・高齢者への周知をはかると共に、助成額の引き上げや低所得者の負担軽減などの拡充をはかるとともに、市独自の助成を行い、「無料低額診療事業」に取り組む医療機関を増やし、市民負担の軽減に取り組むこと。	高齢者肺炎球菌予防接種は、25年10月から本市独自で一部公費負担を実施しております。また、26年10月から定期予防接種へ位置付けられることから、国の制度改正を踏まえ、接種開始に向け準備を行っているところです。	保健予防課
(61)「心をつなぐ訪問給食事業」は、「安否確認」だけでなく高齢者の「健康の保持を図る」という事業目的も重視し、特に制限を設けることなく訪問給食を必要とする「一人暮らし高齢者」「要介護又は要支援の高齢者世帯」が利用できるようにすること。	心をつなぐ訪問給食事業は、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図ることを目的としており、世帯状況や生活状況等からみて、安否の確認を必要とするなど、訪問給食が必要な高齢者に、給食を提供できるようにしております。	長寿支援課
(62)本市の福祉環境整備指針にもとづき、公共施設等への磁気ループの計画的設置をすすめ、難聴の高齢者にやさしいまちづくりを推進すること。	磁気ループ設置につきましては、他都市における設置状況や関係者の意見等を伺う中で、引き続き研究してまいりたいと考えております。	障害福祉課
(63)市の一般会計からの繰入措置も行いながら、介護保険料及び利用料の減免制度を充実し、負担軽減を図ること。	介護保険は全国一律の制度であり、費用負担についても制度の枠組みの中で対応すべきと考えております。保険料及び利用料の減免については、低所得者等に対して実施しており、周知・広報の充実に努めてまいります。	介護保険課
(64)「第5期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」の計画を見直し、特養老人ホームの増設で待機者をゼロにすること。	待機者対策については、高齢者保健福祉・介護保険事業計画において見込んだ期間内のサービス量をもとに、これまでの施設整備や待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮して、施設整備を推進していくこととしており、平成26年度は、平成27年度から始まる次期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定を行うこととしております。	長寿支援課

申し入れ事項	処理状況(7月末時点)	担当課
(65)低所得者の要介護高齢者が入所可能な軽費老人ホーム等の増設をすすめること。	軽費老人ホーム等の整備については、利用動向と他の高齢者向け住宅等の整備状況を踏まえたうえで、高齢者保健福祉・介護保険事業計画において、検討していくこととしております。	長寿支援課
(66)厚生労働省は、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、「新しい地域支援事業」に移行させる方針を打ち出しているが、高齢者の要介護の重症化や介護保険財政の圧迫につながることから、要支援者への介護保険給付を引き続き継続するように国に働きかけること。	介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護の地域支援事業への移行については、26年6月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、平成27年度以降29年度までに実施する必要があることから、円滑な移行に向け、全国市長会を通じ、国に対し、財政支援等の適切な措置を講じるよう要望したところであり、今後においても国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。	介護保険課
(67)一人暮らしの高齢者や障がい者を対象にした「一人暮らし高齢者等安心緊急通報システム」を利用するための固定電話を申請する際には、携帯電話の所有を認めること。	安心通報システムの申請者で、固定電話がない方につきましては、福祉電話の貸与条件に該当する方については福祉電話の貸与とあわせて申請してもらっていますが、福祉電話は、電話を所有していない安否確認が必要な障害者等に貸与しているため、携帯電話所有者への貸与は考えておりません。	長寿支援課 障害福祉課
(68)介護職員処遇改善加算による処遇改善が適正に行われるように介護事業所への指導監査を強化すると共に、介護職員の処遇改善が適正に行われるための給付や財源措置が行われるように国に働きかけること。	介護職員処遇改善加算については、計画書、実績報告書の確認作業を引き続き行い、介護事業所への指導を行ってまいります。 また、27年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、全国市長会を通じ、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都道府自治体の意見を十分に踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うよう要望したところです。 今後も、国の動向を見据え、引き続き、必要な要請等を関係機関に対し行ってまいります。	長寿支援課 介護保険課 指導監査課
(69)児童クラブは児童の「遊びと生活の場」にふさわしく安心して生活できるよう増設して定員増を図り、量・質ともに整備し、また支援を拡充して専任の指導員の常勤、複数配置、働く条件の改善などをすすめること。	児童クラブの設置については、待機児童の多い地域で設置条件の整った校区に第二、第三クラブを設置するなど、これまで積極的に取り組んできております。 今後の児童クラブの設置、運営等については、ニーズ調査結果や国の省令基準を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、総合的に検討してまいりたいと考えております。	子育て支援推進課
(70)一人で仕事と子育てををする大変さは父親でも母親でも変わりません。ひとり親家庭への支援制度を拡充し、就労や子育てを支援すること。	ひとり親家庭に対する支援としては、児童扶養手当、市民福祉手当、母子・父子家庭等医療費助成のほか、高等職業訓練給付金などの自立支援事業、疾病時等に支援員を派遣する日常生活支援事業、育児や健康管理などの生活支援講習会事業、愛の福祉基金事業等を実施しております。また、母子家庭に対する支援として、母子寡婦福祉資金貸付事業を実施しておりますが、母子寡婦福祉法の改正に伴い、26年10月から父子家庭も対象とする予定です。 26年度は、ひとり親家庭となった世帯への各種行政サービスに関する情報を掲載した「母子・父子家庭等のしおり」を作成し、制度等の周知を図ることとしております。	こども福祉課
(71)法律婚のない所謂「非婚の母」については、「みなし寡婦控除」を市独自に行い、保育料等の各種市民サービスの負担軽減を図ること。	寡婦控除の適用は、税制上の問題として、国において対応すべきであると考えていることから、市長会を通じて国へ要請を行っているところです。	健康福祉 (保育課) 総務局

平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について(日本共産党)

(経済)局

26年度申し入れ事項	26年度処理状況(7月末時点)	担当課
<p>1【Ⅲ-(20)】 市民の暮らしも地域経済も冷え込ませ、自治体の財源も減少させる「消費税増税」の実施を中止するように国に強く働きかけるとともに、市民福祉や雇用環境の充実、地域経済活性化で市民のふところを温めて税収を増やす財政対策に取り組むこと。</p>	<p>商工業振興プランに掲げた施策体系に基づく取組の着実な推進を図ること等により、地域経済の重要な担い手である中小企業を中心とした商工業の振興及び雇用環境の充実を促進し、地域経済の活性化に取り組んでおります。</p>	<p>経済局</p>
<p>2【Ⅲ-(21)】 市街化区域において宅地並みの課税をされている農地について生産緑地の指定や固定資産税の軽減で都市型農業を支援すること。</p>	<p>市街化区域内農地についても都市型農業の振興を図るため、引き続き営農指導等の支援に努めてまいります。</p>	<p>生産流通課</p>
<p>3【Ⅲ-(22)】 農業への新規就農は初期投資や継続性が大きな課題となっており、後継者対策として新規就農への支援を強化し、農業関連での雇用を確保すること。</p>	<p>新規就農にあたりましては、技術の習得や経営開始のための農地の確保、生産施設、農業機械等の整備など多くの課題がございます。このようなことから、関係機関・団体とも連携しながら、就農希望者の状況に応じた支援に努めてまいります。</p>	<p>農政総務課</p>
<p>4【Ⅲ-(24)】 地元農産物の学校給食への活用、直売の奨励・支援など「地産地消」をすすめる共に、関係者の知恵と経験、技術を生かした特産物・ブランド化などの振興策の拡充に努め、学校・公共施設への地元材の活用や、地元木材を活用した住宅建設への補助の拡充を図ると共に、水産業の後継者育成への助成を行うこと。</p>	<p>「市内産農産物旬のキャンペーン」や「農林水産まつり」などの開催や学校給食への食材提供を通じて、地産地消を推進するほか、地域特産物の生産振興や県外で行われる物産展などへの出展を通じて、市内産特産物の知名度を上げ、ブランド化に結びつけるよう努めてまいります。 (後段)水産業の後継者育成につきましては、国県の制度を活用し、漁業経営者の育成・確保を図ってまいります。</p>	<p>生産流通課</p>
<p>5【Ⅲ-(26)】 国の制度である、企業が雇用しやすくするため補助金「トライアル雇用」や不況の中で雇用を維持するための「雇用調整助成金」への市独自の上乗せで雇用環境を守ること。</p>	<p>引き続き国のトライアル雇用事業と協調して市独自の奨励金を支給してまいります。</p>	<p>雇用推進課</p>
<p>6【Ⅲ-(28)】 関税を撤廃し、国民の生活を守るあらゆるルールと農業を破壊するTPP交渉から撤退するように国に強く求めること。</p>	<p>意見・要望として承ります。</p>	<p>農政総務課</p>
<p>7【Ⅲ-(30)】 労基法違反率や離職率の高いいわゆる「ブラック企業」は公表し、当該事業所に対して、本市としても従業員への処遇改善を求めること。</p>	<p>法令違反等が認められた事業所につきましては、国において適切な対応がなされることになっており、本市におきましては、国等と連携を図る中で、引き続き労政広報紙等を活用して、周知・啓発に努めてまいります。</p>	<p>雇用推進課</p>

平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について（共産党）

（建設局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
(21) 市街化区域において宅地並みの課税をされている農地について生産緑地の指定や固定資産税の軽減で都市型農業を支援すること。	生産緑地地区の指定については、平成17年から19年にかけて検討を重ねた結果、本市の市街化区域において面積などの指定要件を満たす農地等がほとんど見られないことや、生産緑地地区に指定した場合、農地以外への転用ができなくなることから、導入に至らなかったところである。	都市計画課
(24) 地元農産物の学校給食への活用、直売の奨励・支援など「地産地消」をすすめると共に、関係者の知恵と経験、技術を生かした特産物・ブランド化などの振興策の拡充に努め、学校・公共施設への地元材の活用や、地元木材を活用した住宅建設への補助の拡充を図ると共に、水産業の後継者育成への助成を行うこと。	市営住宅のうち、既存集落活性化住宅や地域活性化住宅などの低層の住宅については、鹿児島県産材を使用した木造の住宅を建設することとしている。 既存集落活性化住宅として今年度完成した犬迫住宅は地元産材を活用しており、星ヶ峯みなみ台に今年度建設予定の子育て支援住宅もその活用に努めることとしている。 また、木造以外の市営住宅においても、住戸内部に鹿児島県産材を使用するなど、地元産材の活用に取り組んでいる。 学校や公共施設への地元産材の活用については、これまでも低層建物の木造化、内装の木質化を図ってきており、工事の設計図書にも、可能な範囲で地元産材の活用に努めるよう明記している。 なお、今年度完成予定の春山町の都市農村交流施設本館は地元産材を使用しており、今年度着工予定の（仮称）郡山体育館も、努めて地元産材を使用する計画としている。 今後とも、地元産材の活用に努めてまいりたい。	住宅課 建築課
(25) 市民の需要を喚起し、雇用拡大など地域経済の活性化につながる事業であることが2年連続明らかにされた本市の「安心快適住宅リフォーム支援事業」を継続し、更に事業内容も拡充して、地域経済の更なる活性化を図ること。	安心快適住宅リフォーム支援事業については、消費税率の引き上げや当事業の廃止により、住宅リフォームの需要が激減することが懸念されたことから、1年間延長して26年度も実施している。	建築指導課
(74) 埋立地の多い鹿児島市の液状化対策に取り組むこと。	公共・民間建築物の液状化対策の審査及び情報提供に努めてまいりたい。	建築指導課
(75) シラス台地を含む急傾斜地の崩壊の危険から市民を守るために整備をすすめること。	急傾斜地崩壊対策事業により、田上上1地区など14か所の防災工事に順次取り組んでいるほか、県施工の防災工事に負担金を支出することとしている。	河川港湾課
(76) 火山活動が活発化する桜島について、降灰対策の抜本的な強化や克灰袋の収集の体制強化による戸別回収の実現、電車軌道内の降灰除去、降灰による健康診断の復活など桜島爆発対策の充実を図ること。	近年、桜島の火山活動の活発化に伴い、降灰量が増加傾向にあることから、克灰袋の収集地区割の見直しや路面清掃車の更新を進めるなど、降灰対策に取り組んでいる。 克灰袋の収集については、町内会からの要望があれば、現場の安全性等を調査し、降灰指定置場を新設するなどの対応を行っている。	道路維持課
(77) 地域の防災力を高める土地区画整理事業を進める一方で、住民本位のまちづくりをすすめる、市民の私権の制限をする期間を短縮し、事業計画の確実性を高めること。	土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用増進とを一体的に進めることにより、良好で安全な市街地の形成を図る有効な事業手法であることから、現在施行中の7地区については、社会経済情勢や国の補助制度の動向、本市の財政状況等を十分に勘案しながら、できる限り事業が早期に完了するよう努めてまいりたい。	区画整理課 吉野区画整理課 谷山都市整備課



平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について（共産党）

（建設局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
(81) 屋外のテニスコートの整地は、計画的に整備を行い、利用者の安全確保に努めること。	施設点検等により更新等が必要と判断されたテニスコートについては、改修及び補修に取り組むこととしている。	公園緑化課
(82) 文化芸術等のイベントを広く市民に周知させるために公共掲示板を増設すること。	市の公共掲示板及びはり紙専用広告塔は、電柱や街路樹等に貼られるはり紙等の違反広告物を抑制し、まちを美しくするために県が設置し、平成8年に市へ移管されたものである。 これらの大部分は設置から30年以上経過し、老朽化等の課題があることから、現在、民間力を活用したりリニューアルに向けて、関係者と協議を進めているが、設置場所や数については、費用や広告効果、交通安全の確保等の観点から、慎重に検討する必要がある。	都市景観課
(88) すでに約280億円の税金をつぎ込み、市も負担金を約28億円払われている人工島は「防災拠点」としての活用や建設当初の「経済効果論」も破綻しているうえ、錦江湾の環境も破壊される。これ以上、建設を続けられないように強く県に求めると共に、人工島建設への負担金を福祉充実の財源に回すこと。	本市が、国際観光都市としてさらに発展していくためには、ウォーターフロントの魅力を生かしたまちづくりを進める必要があり、マリポートかごしまの活用により、大型観光船の受入体制の整備や、市民や観光客が憩い、海と触れ合える空間の創出が図られることが重要であると考えている。 このようなことから、県には平成26年2月に策定した「マリポートかごしま1期2工区緑地整備実施計画」に基づき、整備を確実に推進していただく必要があると考えている。 また、このことにより、緑地整備や道路整備などの公共工事に伴う資材調達や雇用創出等による経済効果があるものと考えている。	都市計画課
(89) 谷山連続立体交差事業における高架下の空地活用方法については、周辺住民や町内会等の意見や要望を十分くみ上げて有効活用策を策定すること。	高架下の活用については、駐輪場等の公共利用を念頭に、25年度に整理した「高架下利用の基本的な考え方」に基づき、引き続き庁内関係部局と十分な調整を図りながら、沿線の町内会や住民、通り会等の関係団体の意見を伺う中で、検討してまいりたい。	谷山都市整備課
(90) 谷山連続立体交差事業によって移設された田辺第一踏切箇所の危険性が住民から指摘されており、工事期間中の安全対策を講じると共に、地域住民が要望している「元の場所に戻すべき」という点について再検討を行うこと。	田辺第1踏切の移設については、現在進めている土地区画整理事業や連続立体交差事業など、谷山地区全体のまちづくりや、将来の交通体系、通行の安全性等を総合的に勘案して判断したものである。 なお、工事期間中は、工事内容に合わせた安全対策を講じることとしている。	谷山都市整備課
(91) 県防災計画に「緊急輸送道路」として位置付けられている県道の抜本的な整備を進めること。	緊急輸送道路に位置付けられている県道鹿児島吉田線など、未整備区間の残る路線については、これまでも県に対し、整備を要請してきたところである。 今後も引き続き、機会あるごとに要請してまいりたい。	街路整備課
(92) 市郊外への県営住宅移転をやめさせ、住民本位のまちづくりを進めるよう県に求めてください。	県営住宅の移転等に関する要望については、県へ伝えたところである。 なお、県においては、現時点で市郊外への県営住宅の移転は考えていないとのことである。	住宅課

平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について（共産党）

（建設局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
<p>(93) 市営住宅への入居当選時の連帯保証人を2人から1人にする こと。連帯保証人が見つからない 場合の免除規定をつくること。</p>	<p>連帯保証人は、安否確認など入居者の安全確保及び管理運営上の観点から、重要な役割を果たしており、本市の市営住宅では、単身高齢者世帯等が増加する中で、その必要性はさらに増している。</p> <p>連帯保証人については、原則として2人をお願いしているが、特別の事情があると認めた場合は、保証人1人でも入居を認める猶予規定を設けたところである。この猶予規定を適切に運用することで、入居者の負担軽減が図られ、円滑な入居につながるものと考えている。</p>	<p>住宅課</p>
<p>(94) 市営住宅に長期間住んでいる 方の計画的な畳替えを実施する こと。</p>	<p>老朽化した建物については、建替えや全面的改善などを行っており、その際には市の費用負担で畳を新調しているが、入居者が退去する際の畳の表替えについては、入居者の負担としている。</p> <p>一定の年限が経過した畳を一律に取り替えることは、使用可能なものまで全部取り替えることとなり、効率性や資源の有効利用の観点からも望ましくないことから、これまで通りの対応としたと考えている。</p>	<p>住宅課</p>
<p>(95) 市民の生活が苦しくなっている 中、市営住宅の家賃の減免制度の 充実を図ること。</p>	<p>家賃の減免については、収入月額が25,000円以下の場合は1/2の減額、25,000円を超え50,000円以下の場合は1/4の減額を行っている。</p> <p>家賃の減免適用期間は、申請日の翌月から年度末までの1年以内としているが、失業等を理由とする場合又は入居者の中に生産年齢層（15歳以上65歳未満）の者がいる場合は、申請後に再就職又は復職する者がいると思われるため、減免期間を申請日の翌月から3か月間とし、期間終了後も減免を希望する場合は、再度申請をしていただいている。</p> <p>ただし、年金受給者等で、その後も収入に変動がないと思われる場合は、減免期間を年度末までとしている。</p>	<p>住宅課</p>
<p>(96) 市営住宅の建て替え時だけでなく、 既存市営住宅のエレベータ設置も 推進すること。</p>	<p>既存市営住宅へのエレベーター設置については、基本的に全面的改善と個別改善の対象となった3階建て以上の既存住宅で実施したいと考えている。</p> <p>なお、設置にあたっては、スペースの確保が必要になることや、設置に伴い入居者の家賃や共益費の負担増が見込まれることなどから、入居者の意向を確認しながら、総合的に判断してまいりたい。</p> <p>25年度までの実績としては、武岡（第二）住宅の8棟240戸に14基、鴨池新町住宅の10棟300戸に30基を設置している。</p> <p>26年度は、武岡（第二）住宅の1棟30戸に1基の設置が完了する予定である。</p>	<p>住宅課</p>
<p>(99) 民有地等の借上げが困難な 地域については、住民まかせに しないで、本市の責任で街区公園 等の整備をすすめること。</p>	<p>身近に公園がない地域については、民有地の借上げや市有地の活用等により、公園の設置に取り組んでいるところである。</p> <p>現在、市有地を活用し、本名町大原地区に新設する公園の測量設計を行っている。</p> <p>借上げについては、市の広報紙等で周知を図っているが、問合せに対しては、個別に制度の説明を行うなど、更に周知に努めてまいりたい。</p>	<p>公園緑化課</p>

平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について（共産党）

（建設局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
<p>(100) 実効ある「空き家等の適正管理に関する条例」の制定にあたっては、撤去への補助制度を含む対策の充実を図ること。</p>	<p>適正な管理が図られていないために、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空き家等については、解体費用の一部の助成を行っている。</p>	<p>建築指導課</p>

申し入れ事項	処理状況
<p>Ⅲ-(29) 自治体が発注する公共事業や公共調達、労務委託等の事業および公営企業に従事する労働者に公正な賃金、労務条件を保障する「公契約条例」を制定すること。</p>	<p>自治体が発注する公共事業や公共調達、労務委託等の事業および公営企業に従事する労働者に公正な賃金、労務条件については、国において法整備など必要な措置を講ずべきものと考えている。今後の国等の動向を注視してまいりたい。</p>
<p>Ⅳ-(58) 経済的な理由で必要な医療を受けられないことが無いように無料または低額な料金による診療や相談をおこなう「無料低額診療事業」を鹿児島市立病院で実施できるようにすること。</p>	<p>「無料低額診療事業」については、事業の実施要件となっている対象患者数が基準に達しないなど必要な要件を満たしていない状況にあること、また、一定の基準のもと、事業を実施する医療機関においては税制上の優遇措置があるが、当院においてはこれが受けられないことから、経営面を圧迫することなどの問題がある。</p> <p>現在、医療費の支払いが困難な患者さんの診療には、医療ソーシャルワーカーが、生活保護や生活福祉資金貸し付けなどの制度の情報提供を行い、相談に応じている。</p>

経営管理課

医事課

（交通局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
29. 自治体が発注する公共工事や公共調達、労務委託等の事業及び公営企業に従事する労働者に公正な賃金、労務条件を保障する「公契約条例」を制定すること。	<p>【経理課】</p> <p>公契約条例の制定につきましては、賃金等の労働条件は、関係法令に反しない範囲において労使間で決定されるという全体的な枠組みがあることや、条例の効力がひとつの自治体との当該契約に限定されるなどの課題があると考えておりますことから、基本的には国において法整備など必要な措置を講ずべきものであると考えております。</p> <p>【総務課】</p> <p>公契約条例の制定に関しては、市及び他企業の動向等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。</p>	経理課 総務課
76. 火山活動が活発化する桜島について、降灰対策の抜本的な強化や克灰袋の収集の体制強化による戸別回収の実現、電車軌道内の降灰除去、降灰による健康診断の復活など桜島爆発対策の充実を図ること。	降灰時には職員による軌道内の人力除去を行っており、今後も適宜行ってまいります。	電車事業課
97. 消費税増税に伴うバス・電車・フェリー等の料金の引き上げを行わないこと。	消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、利用者が公平に負担することが基本であることから、国の取扱方針に則り、平成26年4月1日から、運賃の改定を行い、消費税分を転嫁いたしました。	電車事業課 バス事業課
98. 障がい者や高齢者にやさしいまちづくりのために、低床バスの導入促進を図ると共に、交通不便地域でのコミュニティバス運行の促進をはかること。	バス車両については、2.6年度も低公害・低床型バス10両（平成26年度補正予算）の導入を進めているところであり、人と環境にやさしい市営バスのPRに努めてまいります。	バス事業課

（水道局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
<p>29. 自治体が発注する公共工事や公共調達、労務委託等の事業および公営企業に従事する労働者に公正な賃金、労務条件を保障する「公契約条例」を制定すること。</p>	<p>公契約条例の制定に関しては、市及び他企業の動向等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。</p>	<p>総務課 経理課</p>

（船舶局）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
<p>(29)</p> <p>自治体が発注する公共工事や公共調達、労務委託等の事業および公営企業に従事する労働者に公正な賃金、労務条件を保障する「公契約条例」を制定すること。</p>	<p>公契約条例の制定に関しては、市及び他公営企業の動向等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。</p>	<p>総務課</p>
<p>(97)</p> <p>消費税増税に伴うバス・電車・フェリー等の料金の引き上げを行わないこと。</p>	<p>船舶事業は、原油高に伴う船舶燃料価格の上昇等により極めて厳しい経営状況が続いており、また新船の建造や桜島港の施設整備等にも取り組んでおります。事業を円滑に進展させていくためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であることから、やむを得ず、平成26年4月1日から、事業運営上必要最小限度の運賃の改定とともに消費税増税分を転嫁したところでございます。</p>	<p>総務課</p>

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
<p>(I-7)</p> <p>電子行政の推進にあたっては、障がい者や高齢者等に配慮した市民サービスの向上に努めること。</p>	<p>生涯学習プラザや各地域公民館で行われている「高齢者いきいき元気塾」講座の中で、高齢者に特化したパソコン講座を開設しております。学習内容については、文書作成、表計算、インターネット等で、高齢者が習得しやすい進度でプログラムを計画し、学習支援しております。今後とも市民ニーズに対応した学習内容の充実に努めてまいりたいと考えております。（H26 プラザ講座：4講座、地域公民館：14公民館で49講座）</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>(II-13)</p> <p>「原発即時ゼロ」をめざすとともに、市民・児童の安心安全のための安定ヨウ素剤の配布や学校給食の原材料の放射能測定など原子力防災対策の充実をはかること。</p>	<p>現在、流通している食品は、国が定めた基準で出荷が行われており、さらに、県学校給食会が独自に行っている放射線検査等で安全性が確認されているところですが、今後も引き続き、食材の安全確保については指導してまいります。</p>	<p>保健体育課</p>
<p>(III-24)</p> <p>地元農産物の学校給食への活用、直売の奨励・支援など「地産地消」をすすめると共に、関係者の知恵と経験、技術を生かした特産物・ブランド化などの振興策の拡充に努め、学校・公共施設への地元材の活用や、地元木材を活用した住宅建設への補助の拡充を図ると共に、水産業の後継者育成への助成を行うこと。</p>	<p>学校給食においては、旬の地場産物を活用した標準献立を作成するとともに、地元生産者グループや青果市場及び魚類市場と連携し、現在、米・牛乳を除き、地場産物を約6割使用している状況です。今後とも、食育推進の観点から地場産物の積極的な活用に努めてまいります。</p> <p>学校施設においては、校舎や屋内運動場の増築、大規模改造工事時に内装に木材を活用しているところです。今後も積極的に木材の使用に努め、可能な限り地元材の活用を図ってまいりたいと考えております。</p>	<p>保健体育課 施設課</p>
<p>(V-78)</p> <p>就学援助制度に追加された「PTA会費」「クラブ活動費」「生徒会費」を本市において実施し、教育の無償化をすすめること。</p>	<p>クラブ活動費など3費目の取扱いについては、他都市の状況等も参考にしながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。</p>	<p>総務課</p>
<p>(V-79)</p> <p>子どもを丁寧に育てるための必要条件である少人数学級への取り組みを強め「30人学級」を広げること。</p>	<p>35人以下学級については、全国都市教育長協議会等を通じて国に、県市町村教育長会からも県を通じて国に要望しております。文部科学省においては少人数学級への移行を進めており、平成23年度から小学校1年で35人学級が開始され、平成24年度には小学校2年でも35人以下学級を実現できるように加配教員が配置されました。</p> <p>なお、県教育委員会では18年度以降、きめ細かな指導ができるよう小学校1・2年を対象に、30人学級を実施しております。27年度も、県はこの制度を継続して実施すると聞いております。本市としては、今後の国や県の動向を見守りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>	<p>学務課</p>



平成26年度予算編成に対する申し入れ事項の処理状況について（日本共産党）

（教育委員会）

申し入れ事項	処理状況（7月末時点）	担当課
<p>(V-80)</p> <p>経済的な理由から学ぶ機会が失われないよう、返還の必要のない「給付型奨学金制度」を創設し、家計や勉学にかかる負担の軽減を図ること。</p>	<p>給付型の奨学金につきましては、国において、低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、平成26年度から新たに、県に対する補助事業として、奨学のための給付金事業が創設されております。本市としては、申請漏れの防止等、制度利用の支援に努めてまいります。</p>	<p>総務課</p>
<p>(V-81)</p> <p>屋外のテニスコートの敷地は、計画的に整備を行い、利用者の安全確保に努めること。</p>	<p>体育施設におけるテニスコートにつきましては、経年劣化により人工芝の摩耗やクレークートの不陸などが生じていることから、これまで、東開庭球場や吉田運動場において改修工事を進めてきたところです。現在、郡山総合運動場の整備を進めており、今後も鴨池公園テニスコートなど他の施設におきましても、コート状況等を調査する中で、計画的な整備を進めてまいります。</p>	<p>保健体育課</p>